

海外婦人労働資料 第39号

1953年10月

労働省婦人少年局

は し が き

海外婦人労働資料第三九号をお送り致します。この号には、主にイギリスと西ドイツの労働組合の婦人についての、最近の資料を集めてみました。皆様の御参考になれば、幸いに存じます。

一九五三年一〇月

労働省婦人少年局

目次

英国綿紡労組の歩み	一頁
ドイツ労働組合連合の中の婦人	三頁
英国労働組合婦人大会の議題より	五頁
結婚による職場しめだし	七頁
アメリカにおける婦人の就業状態	九頁
一九五三年二月の英国における就業状態	一〇頁
パートタイム労働に働く婦人	一二頁

英国の綿紡労組の歩み

十八世紀の中頃に至るまで、英国の繊維産業、特に織物業の婦人の雇用については、極めて微々たる記録しか残っていません。けれどもこの頃になると、いささか侮辱的な言葉ですが、織物は年寄りか女子供の仕事だとグロスクーの羅紗商人が云う程に、繊維産業と婦人雇用とは切つても切れない縁を持つようになり、以来今日に至るまで、婦人労働者を組織することは労働組合の重大関心事となつて来ました。

先ず一七五六年にランカシャーの婦人織物工が組織を始め、これに倣つて婦人紡績工も一七八八年に「姉妹会」を組織しました。姉妹会の参加者は内輪に見ても八、五〇〇人を数え、ラッドイト運動(註)当時劣悪な労働条件に反抗して、一隊の者が各所の機械を破壊して廻つた事件)の支持者であり、ラッドイトの男達を引入れて機械破壊しさえも試みました。婦人レース工も負けず劣らず熱心で、「雇主に命令して賃上げをするための団結精神」を発揮して治安判事を悩ませました。これらの勇敢な婦人達は集会を持つほか、近隣の町にもオーガナイザー(組織者)を派遣して組織をひろめ、資金を募ることに努力しました。

一般に婦人は男子よりも組織しにくいものですが、婦人織物工は非常に戦斗的で、時には男子よりも一層難物でした。一八一八年のストックポートの争議では、スト破りをした女子織物工がポンプで水を浴びせられた程です。一八二四年には同じストックポートの十一人の男子織物工と十二人の女子織物工とが、電燈料と称して、週四ペンス乃至九ペンスの賃金引下げが行われたのに反対してストライキを決定しました。彼等は捕えられて、職場復帰か一月の懲役かどちらかを選べと云い渡されましたが、全員一致で懲役を選びました。

一八三〇年代に婦人は綿工業の殆ど全部門に働くようになりました。絹、毛工業にも同様に進出し、一八四七年には繊維工業の婦人労働者は男子労働者を凌駕するに至りました。

紡績工組合は初めから女子も組合に含め、ストライキの手当も男子と同じに支給していましたが、やがて女子は「スト破り」の非難を受け、一八二九年の全英綿紡績工組合大会でとうとう「組合は男子の紡績工並びに糸つぎ工のみを含むこととする」という決議が採択されてしまいました。しかし組合は女子にも男子と同じ賃金を確保することに援助の手を伸べ、女子も別に組織をつくることをすすめました。スコットランドでは男子紡績工が女子を排斥し、紡績から女子を閉め出そうとしましたので、未組織、低賃金の婦人労働者と男子工組合との間に深刻な斗争が始まりました。しかしやがて男子組合も、婦人は出来高払いを取ることをすすめ、一八三〇年代になると男女同一賃金運動を行うようになりしました。ポルトンの綿紡工協会は糸つぎ工の部門だけに婦人の加盟を認めました。又ヨークシャーでは婦人の進出に脅かされた男子紡績工が、一八四二年の臨時委員会を通じて、男子工に対する女子工の割合を制限すること、夫の生存中既婚婦人の紡績就業を禁止することを政府に陳情したことがあります。

一八四〇、五〇年代を通じて、綿織物工組合はがつちりと確立され、一八五四年にはプレストンでストライキが決行されました。ところが婦人労働者の中には組合大会にも出なければ、スト資金も出さない者があり、有名なチャールズディケンズから

この傭の中の娘達は資金の負担を拒む、

義務を怠り、世評に耳を閉じて、――

恥じよ、娘達よ、手を差伸べよ、

何が正しいかを考え、

全力を尽して組合を守れ、

といったような義憤を買ったことさえあります。

繊維産業における初期の婦人労働運動の歩みはざっとこんなものでした。一九五一年の繊維産業に働く婦人五八六、五〇〇人中、組織婦人労働者は二五〇、〇九〇人にのぼります。

〔英国労働組合会議発行「婦人通信」一九五二年四月号より〕

ドイツ労働組合連合の中の婦人

諸外国ではよく、ドイツの婦人は三十年も時代から遅れている、自由と自立の精神に欠けているということが云われます。男女同権の実現に努力せず、ドイツの経済的、政治的復興のために力をかさないというのがドイツ婦人に対する非難の理由ですが、時には過去に遡さかのぼって、ドイツの婦人は市民としての義務を真剣に果さなかつたし、又その権利も活用しなかつたということもしばしば指摘されます。このような非難は果して当っているでしょうか？ いいえ、最近の労働組合の中の婦人を見れば、こういう見方はもつと交つて来る筈です。労働組合の中ではこのような問題を解決するために多くの婦人組合員が努力しています。確かに彼女等は自己の業績を宣伝する上であまりにも控え目であり、又多くの者は家事の重荷を背負っているために、より高い教育を受けた連のよい人達に社会生活においての代表権を譲っているといううらみがあります。しかしドイツ組合の婦人の現状が海外で一般に信じられている批判とはずつと違つて、その考え方も行動も大きな進歩を遂げていることは断言できます。

現在ドイツ労働組合連合傘下には約七五万の婦人組合員があります。組合員中の婦人の割合は地区によつて違いますが、一一・三%から二一・三%の間です。

個々の産業別組合における婦人の割合も業種によつて非常に違います。婦人組合員の割合の最も低いのは「建設業」

「紙業」「製材業」で、六%と多すぎます。反対に婦人組合員の割合の高いものに、「商業」「金融、保険業」の四三・七%、「皮革工業」の四五%、「繊維製品及び衣服製造業」の五五・九%があり、この中間に「化学薬品、陶器製造業」「印刷業」「食料飲料品製造業」及び「教育、科学従事者」が二〇——三〇%の割合で位しています。

組合連合の執行部の中で、婦人に関する仕事は、テア、ヘルムト夫人を部長とする婦人部によつて行われます。婦人部の第一の任務は、婦人に関する仕事と、連合の他の部に属する仕事との調整を行うことです。婦人部が孤立して仕事するのでなく、組合全般の仕事の成功が目標とされ、又それでこそ働く婦人のためにも役立つことができると考えられています。

働く婦人の権利に制限が加えられたり、民主主義の原則が阻まれたりするような事があれば、婦人部はあらゆる手を尽して戦います。又、婦人組合員の正当な要求に組合全体が関心を持つように、男子労働者や国民大衆に婦人の問題を知らせることも必要です。

更に連合や、その傘下組合の経営する学校に多数の婦人が出られるように計つたり、婦人組合員の関心の所在を確めて、組合の事業にできるだけこれを含み入れてゆくことも婦人部に課せられた任務です。

ドイツの組合婦人の活動ぶりを示すために、一行政区の例をあげてみましょう。この地区には六二の地方労働組合委員会ができていますが、ここには五〇名余りの婦人執行委員が選出されています。又教員組合委員会、公務員組合委員会、青年委員会には約一〇〇名の婦人が代表者となっており、労働法委員会、住宅問題委員会、商工会議所試験委員会、疾病基金委員会等にも多くの婦人委員が出ています。労働管理の面でも、職業指導、職業安定委員会に多くの婦人委員が活躍しています。労働裁判所にも二五名の婦人労働員が裁判官補助となつています。又各職場の工場協議会には約二千名の婦人が委員となっており、その中七五名は協議会の議長を務めています。その他婦人労働員の中から選ばれた無給の裁判官や陪審員、国や地方自治体の議員も組合婦人の仕事を支える力となつています。放送事業の中にも婦人労働

員は、ベバリア放送協会の放送協議会委員とか、北西ドイツ放送協会の運営協議会委員とかの重要な地位についています。

その他、書記やタイピスト等組合の職員としても婦人は組合運営に多大の貢献を行っています。殊に、コロンにある連合附属の経済科学研究所には、三人の婦人研究員がいることと、連合の機関紙「労働の世界」の婦人欄の主筆を一婦人組合員が担当していることは特筆しなければなりません。

このように労働組合の婦人の活動は極めて多岐にわたつていますが、これらの仕事は、一方では一九三三年以来、勇敢なドイツの婦人先駆者が、ナチ独裁下の苦難にもめげずに切り拓いて来た歴史の歩みを受継ぐものであると同時に、他方ではドイツの、又世界の新しい歩みと共に、今やつと出発点に立つた許りの仕事であるといえましょう。

(ドイツ労働組合連合発行「連合通信」より)

英国労働組合婦人大会の議題より

一九五三年五月、英国労働組合会議(TUC)傘下の婦人組合員代表はブラックプールに集まり、第二三回の組合婦人大会を開催しました。この大会で取上げられた問題は次のようなものでした。

(一) 労働組合運動において、婦人はどんな役割を演じ、どんな寄与を行つてゐるか。この問題が機械工合同組合から提出され、討議された結果、労働組合会議、中央婦人諮問委員会の手でこの問題の調査を行うこと、及び傘下組合は情報提供に協力することの動議が可決されました。

(二) 過去一年間に、全国各地の労働組合協議会に附属して設けられた婦人諮問委員会の数は四十四にのぼります。

そしてその仕事は着々と進められて来ましたが、しかしまだ婦人の組織については多くの問題が残されているとして、保健事業従業員組合連合から、今後とも婦人諮問委員会の設置、強化には一層力を注ぐべきであるという動議が提出され、可決されました。この動議は、全国的な組合婦人の組織を強める上で特にこのような委員会の価値を認め、傘下組合に対して、地区労働協議会の中で委員会設置運動に参加することを呼びかけています。

(四) 婦人向宣伝文書の必要が全国銀行従業員組合によつて取り上げられました。最近ナショナル・プレスに絶えず報道される反労働組合的宣伝に対抗するため、国民大衆、特に家庭婦人、労働組合員家族、及び未来の組合員となるべき人々の前に、積極的に組合の立場を示そうというのがその理由でした。機械工合同組合も同様の見解の下に、労働組合会議が新に発行した婦人向月報「ノートブック」を今後大いに発展拡充することを希望しました。この線で動議は可決されました。

(四) 種々の面における男女の機会均等の問題が数組合から提出されました。

先ず運輸・一般労働組合が技能養成制度や、昇進の上での男女同権の原則を打出しました。次いで同労組は現在高年令者、特に婦人が遭遇している就職難の事実に言及し、政府は、経営者に、これら高年令の労働者にも公平に雇用機会を与えさせるよう、あらゆる措置を取るべきだと主張しました。この動議は、運輸俸給所得者連盟提案の「先ず政府が自らの機関に高年令者を雇用することによつて例を示す」という追加条項と共に可決されました。

もう一つの機会不均等の問題が、全国銀行従業員組合から持ち出されました。それは或る業種にはいまだに残存している、結婚による職場閉出しの問題です。これについては「このような反社会的慣習を根絶するための、あらゆる手段を講ずることを労働組合協議会に對して要請する」という同組合の動議が可決されました。

(四) 官庁事務職員連盟、税務署職員連合、電気事業労組は、公務における男女同一賃金の実施について、総評議会(TUO)の常任執行機関の執つて来た努力に対して感謝の意を表明しました。しかし同時に、この問題の依然として解決

されないことが嘆かれ、総評議会は引続きこの問題を追及し、一九五二年五月十六日、下院で行われた同一賃金に関する議決にも予いて、政府が遅滞なく公務員の男女同一賃金を実施するよう要求してほしいという希望が述べられ、大会の支持を受けました。

(四) 特に婦人労働者に必要な工場の厚生施設改善に関する動議が運輸・一般労働組合から提出されました。動議は「百人以上の婦人労働者を雇用する事業所には、充分の専門教育を受けた婦人の厚生管理者、及び応急治療員を置く」という規定を工場法の中に設けること。同じく適当に設備した休養室についての規定を設けること。」というもので、可決されました。

(英国労働組合会連行「婦人通信」一九五三年六月号より)

結婚による職場しめだし

今度の英国組合婦人の定期協議会では女子の結婚にともなう雇用制限の問題を取上げることになっています。この問題は特に銀行に働く婦人に関係が深い、「銀行員」誌一九五三年二月号掲載の左の記事は、この問題の背景をよく物語るものとして興味深いものがあります。

「婦人が銀行で働くようになったのは一九一四——一八年の第一次大戦中である。彼女等は臨時の補助員として入り、非常に重宝がられた。その一部は戦後も職場にとどまり、やがて未婚者は本採用になつた。しかしひとたび結婚するとやめるか、臨時雇に切りかわるかどちらかにしなければならなかつた。

同様のことは第二次大戦時にもくりかえされた、銀行は追々平時でも計算その他の業務に婦人を雇うようになってい

たが、戦争が始まると彼女等の結婚を進んで大目に見るようになり、未婚既婚を問わず、多くの婦人が銀行に臨時雇として入つて来た。前大戦中雇われていた婦人で昔の職場へ手伝に来る例も少なくなつた。

再び戦後多くの未婚者は本採用となつて銀行に残つた。しかし、もし結婚すれば、すぐに「臨時」に切りかえられ何時首になるか分らないという不安に終始つきまといわなければならなかつた。

このような既婚婦人の雇用制限は英国の殆んどの大銀行が規定として、又は不文律として採つてゐるきまりだつた。一九四〇年代の末になつて、二、三の銀行がこの制限を取り払い、既婚者でも年金つきの職種につけるようになったが、他の銀行では結婚した女は使わないというきまりを銀行の都合によつて使い分けた。つまり人手不足の時期にはこのきまりを引込めたのである。

しかし結婚を理由として臨時雇に格下げしたり、解雇したりするというのは、たとえ結婚祝金をつけるにしろ、およそ現代離れのしたやり方ではあるまいか。今日では大部分の職業は、未婚既婚に拘らず男子と等しく女子にもひらかれてゐる。しかし銀行ではそうではなく、女子は機会においても賃金においても差別待遇を受けてゐる。何故であらうか？それは結局銀行にとつて、若い女子を二三年の間使つて、給料が高くなつて来たら結婚でやめさせて、低い初任給で雇える学校を出た許りの少女におきかえる方が安くつくからである。しかも女子は結婚でやめるのだから、男子と同じように教育し、同じ地位を与えることは無駄だと考えられている。しかし今日、経済的立場から、結婚によつて離職できる婦人がどれ程いるであらうか。

このような状態では新しく銀行に入ろうとする者もちやうちよせざるを得ない。何故なら銀行側が戦争中賃金をよくしなければ中々人手を集めることができなかったのと同様、雇われる婦人の側でも銀行を解雇されてから他の仕事を探してもたやすく見付からないからである。戦争中年輩の男子のアシスタントとして行き届いた働きぶりを示した婦人はその当ても戦後暫くの間は口を極めてほめそやされた。それならば、結婚による差別待遇や、男女の不平等はもう廃止

されるべきである。このような規則や企業の都合のみに固執する考え方は、時代感覚の立遅れというほかない。

(英国労働組合会議発行 Industrial Newsletter For Women 一九五三年四月号より)

アメリカにおける婦人の就業状態

——一九五三年五月——

アメリカ労働省婦人局は、合衆国の婦人の就業状態を分析して、婦人就業者数及び就業者総数に占めるその割合は、過去二年間に、著しい変化はなかつたと報告してゐます。

最近のセンサス調査によれば、五月の婦人就業者数は、一九、一一六、〇〇〇人で、一九五二年同月より約四〇〇、〇〇〇人減少しました。就業者総数に占める婦人の割合は、約三〇%で一九五二年と大体同じです。

婦人就業者の減少した一つの理由としては、婦人の多い農業家族従業者が、労働力としてまだ例年のこの季節程には、多数は入つていなかったこと——或は、調査の時期には入つていなかったということ——が指摘されます。

ここ数年間と同様、現在、婦人就業者は数種の主な職業に集中されています。年に四回行われる職業別調査の四月分について見ると、婦人就業者の四分の一以上(五、〇九〇、〇〇〇人)事務者及び類似従業者で、一九四〇年以来ずっと、婦人の最も多い職業となつてゐます。第二に重要な婦人の職場は、工場その他の現業(三、八六二、〇〇〇人)で婦人就業者の五分の一以上を占めています。次に多いのは、商社、その他の事業所のサービス従業者(二、三〇〇、〇〇〇人)専門的技術的及び類似従業者(一、九二八、〇〇〇人)個人家庭の家事使用人(一、八五四、〇〇〇人)等でそれぞれ婦人就業者の十分の一を占めています。その他の職業大分類の六つの職業群の中で、販売従業者のみが、婦人

第一表 就業状態別労働力人口 単位千人

	1952 年 末	1953 1 月 末	1953 2 月 末	1953 3 月 末	1953 3月中の変化
労働力人口総数	23,292	23,285	23,276	23,254	- 22
男	15,873	15,874	15,870	15,851	- 19
女	7,419	7,411	7,406	7,403	- 3
民間就業者総数	22,019	22,017	22,015	22,027	+ 12
男	14,767	14,770	14,771	14,776	+ 5
女	7,252	7,247	7,244	7,251	+ 7
登録失業者数	430	430	420	383	- 37
完全失業者数	396	339	380	350	- 30
一時的失業者数	34	41	40	33	- 7

第二表 1953年4月13日の失業状態

	18才以上男子	18才以下少年	18才以上女子	18才以下少女	合 計
3月16日	244,349	6,785	136,955	8,949	397,038
4月13日	227,841	11,572	124,201	12,192	375,806

職業別(大分類)就業者数(1953年4月)

職 業 別	男女計	女 子	男女計に 占める女子 の割合	女子の登 録失業者 の割合	女子の前 年同月と の比較
数	千人	千人	%	%	千人
総 数	61,228	18,434	30.1	100.0	+ 200
事務者及び類似従業者	7,778	5,090	65.4	27.6	- 194
普通工及び類似従業者	12,886	3,862	30.0	21.0	+ 366
サービス従業者(個人の家庭を除く)	5,138	2,300	44.8	12.5	+ 166
専門的技術的及び類似従業者	5,372	1,928	35.9	10.5	- 98
家事従業者	1,906	1,854	97.3	10.1	+ 106
販売従業者	3,692	1,434	38.8	7.8	+ 18
支配人、幹部職員及び事業主(農場を除く)	6,118	888	14.5	4.8	- 90
農場労働者及び職長	2,120	580	27.4	3.1	- 34
特殊技能工、職長及び類似従業者	8,818	268	3.0	1.5	+ 24
農場経営者及び農場支配人	3,710	150	4.0	0.8	- 16
労働者(農場及び鉱山を除く)	3,690	80	2.2	0.4	- 48

註 アメリカ合衆国商務省調査局調

一九五三年三月の英国に

おける就業状態

総労働力人口は、三月中に、二二、〇〇〇人(男子、一
九、〇〇〇人、女子、三、〇〇〇人)減少したことが推計
されます。

四月一三日の登録失業者数は、三七五、八〇〇人(この

就業者の七・八%を占め、他はそれを越えるものはありません。

婦人局長フリーグミラー女史は、婦人の就業状態を説明
して、その重要な変化の一つは、事務者及び類似従業者、
工場及びこれに類する職場に占める婦人の割合が変つたこ
とであると指摘しています。朝鮮事変以後、事務的職業に
占める婦人の割合は、五九%から六五%に、工場労働に占
める婦人の割合は、二七%から三〇%に増加しています。

アメリカ合衆国労働省婦人局発行労働広報(Labor
News Release)より

〇、二九、六〇〇人は一時的失業者)でした。この
数は、三月一六日の登録失業者数に比較すれば、二
一、二〇〇人の減少を示しました。これら失業者の
中で、一六七、三〇〇人は、八週間以上つと失業
していたものです。失業者は、就業者総数の一・八
%を示していますが、一九五三年三月には、一・九
% 前年四月には、二・二%でした。

民間就業者数(工業、商業、あらゆる種類のサー
ビス業)は、この月の間に、一二、〇〇〇人増加し
ました。

製造工業の就業者は、全体としては、三月中旬
八、〇〇〇人減少しました。これは、機械工業、金
属工業では、九、〇〇〇人、非金属工業では、三、
〇〇〇人減少しましたが、一方、紡織業と衣服及び
身廻り品製造業では、四、〇〇〇人増加したことに
よつて説明されます。

建設業の就業者は、三月中に、一四、〇〇〇人増
加したと推計されます。

卸売業、専門的職業、金融業、種々のサービス業

第三表 1953年 月 別 推 移

	完全失業者		一時的失業者数		総 数	
	男	女	男	女	大英帝国	(アイルランドを含む)
1月 12日	265,615	148,144	21,569	17,162	487,490	503,333
2月 16日	248,294	139,673	24,353	16,500	428,820	475,502
3月 16日	224,320	133,497	26,814	12,407	397,038	438,956
4月 16日	219,994	126,242	19,419	10,151	375,806	415,483

の就業状態は、この月の間には殆んど変化がありませんでした。

就業状態別労働力人口

一九五二年末から、一九五三年三月末の就業状態の大きな変化を第一表に示しました。

一九五三年四月一三日の失業状態

一九五三年三月一六日と、四月一三日の登録失業者数を第二表に示しました。

四月一三日の登録失業者数は、就業者数の一・八%であつたと推計されます。五月一六日のこれに担当するパーセンテージは、一・九%でした。

(英国労働組合会議発行「婦人通信」一九五三年二月号より)

パートタイム労働に働く婦人

英国では第二次世界大戦中に九〇万人以上の人がパートタイムの仕事につきましたが、戦後も人手不足のために、パートタイム労働は引き続き奨励されました。一九四八年、労働大臣は各地の職業安定機関に附属する地方雇用委員会に対して、その地方の余暇就業、あるいはパートタイムに就業のための計画を立案することを要請しました。この時には英国労働組合会議に対しても相談がかけられました。全般的に見て、組合としては、組合のとりきめた労働条件が守られるならば、あえてパートタイムに反対する意向はありませんが、それを守らせることができないような場合(特に家内労働の場合)には組合の反対

第一表

	男	女
15才以上人口	17,817,000	20,037,000
就 業 者	15,662,000	6,916,000
パートタイム就業者	45,000	754,000
(業就者中に占めるパートタイム就業者の割合)	0.3%	11%

第二表

	既 婚 者	独 身 者
機械及び金属工業	118,000	93,000
織 造 工 業	210,000	183,000
個人家庭のサービス業	723,000	616,000

第三表

	既 婚 者	独 身 者
織 造 工 業	36,000	2,000
商 業 (販 売)	75,000	7,000
書 記 的 職 業	69,000	6,500

が出て来るかも知れません。

パートタイム労働者の多くは既婚婦人です。以下に掲げる数字は一九五一年の英帝国国勢調査から拾つたものですが、パートタイム労働の普及状態の一端をうかがうことができます。

(第一表参照)

働く婦人を配偶関係から見ると、全日制労働では、次の三つの業種で、既婚者が独身者をやや上廻る数を示しています。(第二表参照)

ところがパートタイム労働では、いずれの業種においても常に既婚者が独身者を上廻っています。中でも既婚者の率の高いのは次の業種です。

(第三表参照)

婦人のパートタイム労働は、広範囲の産業に普及していますが、土地によつては、婦人就業率中一・一%という全国平均を、かなり上下しているところも見られます。例えばウェールズやスコットランドでは、この率はすつと低く、それぞれ五・

八%、五・五%です。この地方にはパートタイムに適した仕事がないためでありましょう。これに対してヨーロッパ

の工業地帯では一二・八%の率を示しています。これは多分毛工業に雇用される人々と思われれます。同じく北中部地方でも二三・二%の高率ですが、これはメリヤス工業の季節的労働や、繊維、製靴、その他の軽工業に従事する人々と思われれます。東部地方でも一二・五%ですが、ここでは諸種の軽工業と共に、農業、造船業のパートタイムが相当の重みを占めています。

パートタイム労働の賃金や労働条件について、一口に述べることは困難です。しかしパートタイム労働者の多いところは、概して組織が弱いということが云えましょう。パートタイム労働者の大部分は既婚婦人であり、既婚婦人は自己の収入によつて生活を維持するというより、家計補助の目的で働く者が多い結果、全日制労働の場合でさえ、なかなか組織しにくいものです。その上パートタイム労働者には、組合組織と殆ど交渉を持つことのない家内労働者も相当数含まれています。けれどもパートタイムが非常に普及している幾つかの業種においては、労働協約によつて、パートタイム労働者の労働条件もちゃんと定めてあります。次に二三の例をあげてみましょう。

(機械工業) 労働協約、一九四三年締結

「第三条 パートタイム労働者は、その労働に相当する報酬額以下の賃金を支払われない。」

(綿工業) 労働協約、一九四七年締結

「第五条 有勤パートタイムに就業するすべての織布工は、一般の基準賃金額に従つて、その就労時間に相当する率の賃金を支払われる。」

(食料品罐詰業) 労働協約、一九五二年締結

「パートタイム労働者は、前記の賃金額に従い、就労時間に相当する率の賃金を支払われる。」

(糖肉業) 労働協約、一九五二年締結

「十八才以上女子労働者——一時間—シリング—二ペンス。」

パートタイム労働者——一時間—シリング—二ペンス。」

有給休暇の規定については、パートタイム労働者のために、年間の延労働週数に比例する有給休暇を与えることをとりきめているところが多く、例えば製靴工業や被服製造業にはこの例が見られます。

(英国労働組合会誌発行「婦人通信」一九五三年一月号より)